

「租税及び印紙収入」、つまり税金は、国や地方公共団体の歳出の重要な財源です。ここでは、通常使われている税金の分類の仕方を3つ説明します。

1 国税と地方税〔P10〕

税金をどこに納めるかによって分類しています。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいいます。地方税は、さらに道府県税と市町村税に区分されます。

2 所得課税、消費課税と資産課税〔P11〕

何に課税するかによって分類しています。

所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得や利益を対象として課税される税金をいいます。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税金をいいます。

資産課税とは、相続税や固定資産税などのように、資産を対象として課税される税金をいいます。

3 直接税と間接税〔P12〕

税金の納め方によって分類しています。

直接税とは、所得税や法人税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が異なる税金をいいます。